

# 高 潮 災 害 編

平成25年 1 月  
(平成29年 1 月修正)  
(平成30年 4 月修正)  
(令和 3 年 5 月修正)

## 目 次

	頁
1 高潮災害	
（1）対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所	3
ア 浅羽海岸：浅羽南地区	
イ 太田川・弁財天川：浅羽南地区	
（2）避難指示等の対象となる避難すべき区域	3
（3）避難情報の発令の判断基準	4
ア 避難情報発令の時期への配慮	
イ 避難情報の解除	
（4）避難情報の発令基準	5
ア 高潮に関する基準	
イ 波高・潮位・雨量・水位情報の入手方法	
ウ 留意事項	
（5）避難情報の伝達方法	7
ア 避難情報の伝達先・伝達方法	
イ 伝達手段と伝達確認	
ウ 避難行動要支援者への伝達方法	
（6）避難情報の伝達文（例）	10

## 1 高潮災害

高潮とは、台風や発達した低気圧が海岸部を通過する際に生じる海面の高まりのことで、原因は主として、気圧の低下による海面の上昇と、海岸への海水の吹き寄せである。

これらの現象は、湾のように遠浅の海が陸地に入り込んでいる地形で最も顕著に現れ、大潮など時期的に潮位が高いときには、さらに被害が大きくなる。

### (1) 対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

過去の高潮災害実績及び背後地の地盤高等を踏まえ、警戒すべき区間・箇所を次のとおりとする。

#### ア 浅羽海岸：浅羽南地区

浅羽海岸はT.P. +12mの防潮堤が整備されており、高潮災害に対しては十分な施設として評価できる。しかし、堤防高が比較的低い福田港周辺からの浸水が想定される。

※T.P.：東京湾平均海面

#### イ 太田川・弁財天川：浅羽南地区

太田川及び弁財天川は、南向きの河口を持ち、高潮が浸入しやすい地形である。河口に近く地盤高が低い浅羽南地区において警戒を要する。

### (2) 避難指示等の対象となる避難すべき区域

袋井市では、高潮による浸水想定区域図が作成されていないため、過去の潮位記録、地盤高、静岡県第4次地震被害想定及び南海トラフの巨大地震による浸水域（内閣府公表）等を参考に、避難対象区域を設定する。

海岸・河川名	避難対象地区	対象避難所
浅羽海岸・太田川	浅羽南地区（湊西、湊中）	浅羽南小学校
弁財天川	浅羽南地区（中新田）	浅羽南小学校

### (3) 避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 「高齢者等避難」	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が（避難行動要支援者）避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者）は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4 「避難指示」	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
警戒レベル5 「緊急安全確保」	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況	①避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

#### ア 避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、同報無線等の情報伝達手段の整備状況や避難所の位置などから、必要な時間を確保する。

#### イ 避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、高潮警報の解除を目安に、避難した住民が安全に帰宅できることを総合的に判断して発令する。

### (4) 避難情報の発令基準

避難情報の発令については、次の基準を参考に、今後の気象予測（台風の進路、発達した低気圧の状況、高潮に関する情報等）や海岸巡視、監視カメラ等からの情報を含めて総合的に判断する。

台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が前もって入手できる場合は、下記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕をもって避難情報の発令を行う。

#### ア 高潮に関する基準

区分	発令基準
警戒レベル3 「高齢者等避難」	①袋井市に高潮警報が発表され、継続して水位上昇が見込まれる場合
警戒レベル4 「避難指示」	①浅羽海岸、太田川及び弁財天川からの越波、護岸や堤防からの溢水が発生するおそれがある場合 ②浅羽海岸、太田川及び弁財天川の堤防、護岸、水門等の防災施設が損壊するおそれがある場合 ③太田川（磐田市豊浜観測所）の水位が3.2mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
警戒レベル5 「緊急安全確保」	①高潮による被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合 ②浅羽海岸、太田川及び弁財天川からの越波、護岸や堤防からの溢水が発生した場合 ③浅羽海岸、太田川及び弁財天川の堤防、護岸、水門等の防災施設が損壊した場合

## (5) 波高・潮位・雨量・水位情報の入手方法

### ア 波高・潮位情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp/">http://sipos.pref.shizuoka.jp/</a>

袋井土木事務所からの情報		(FAX受信)
袋井市ホームページ (海岸監視カメラ映像)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a>

### イ 雨量・水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
袋井市ホームページ (気象観測情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp">http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp</a> ( <a href="http://fukuroi.tenki.ne.jp">http://fukuroi.tenki.ne.jp</a> )
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス <a href="http://sipos.pref.shizuoka.jp/">http://sipos.pref.shizuoka.jp/</a>
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス <a href="http://www.jma.go.jp/index.html">http://www.jma.go.jp/index.html</a>

### ウ 留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 静岡地方气象台、袋井土木事務所、西部地域局等に、他市町の被害状況、気象状況の見通しなどを確認するとともに、水防団、自主防災隊等とも連携し、総合的に判断すること。
- (イ) 自然現象のため不測の事態等も想定され、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の二階等に避難することが適切な場合もあることを想定しておくこと。

## (6) 避難情報の伝達方法

### ア 避難情報の伝達先・伝達方法

避難情報の伝達先、伝達者及び伝達方法は、次のとおりとする。

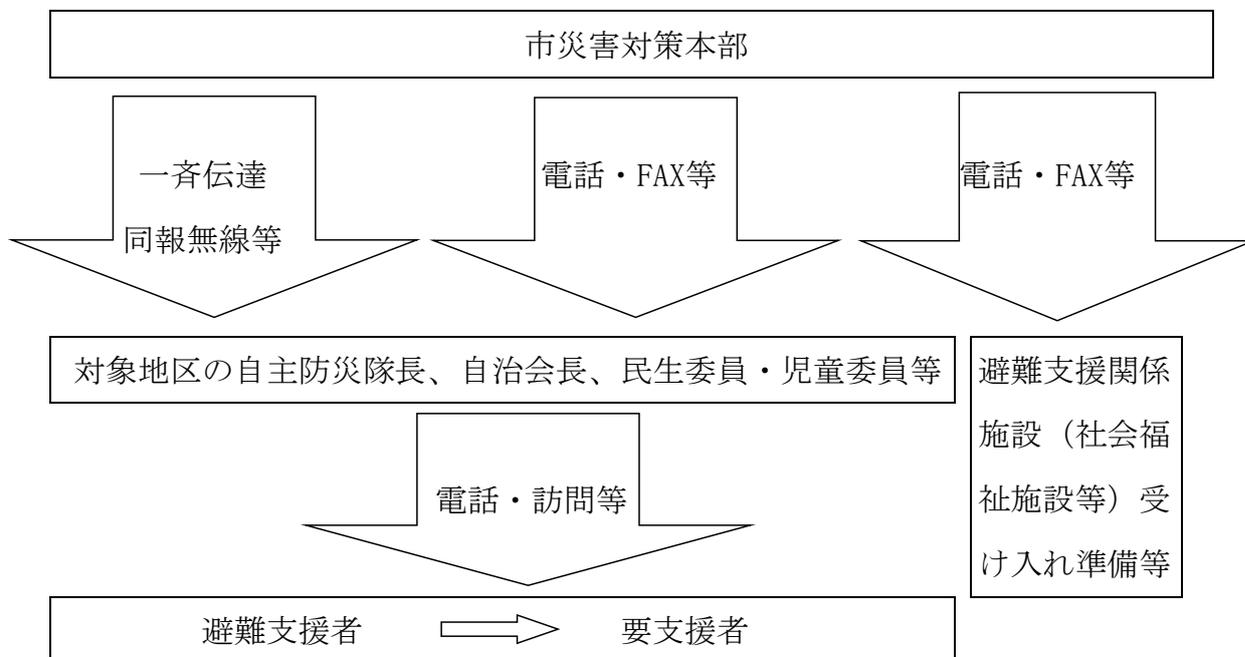
伝達先		伝達方法	伝達担当班
住民等	住民	同報無線 市ホームページ Lアラート (テレビ・ラジオ等) メローねっと 市広報車 消防車 緊急速報メール	広報班、統括班 広報班 統括班、広報班 広報班、統括班 建設班 消防団 統括班
	自治会連合会長・自治会長	電話・FAX	統括班
防災関係機関	静岡県危機管理部危機対策課 静岡県西部危機管理局 静岡県袋井土木事務所	デジタル地域防災無線 電話・FAX FUJISANシステム	情報班 情報班 統括班
報道機関	新聞社・テレビ・ラジオ・ケーブルテレビ	電話・FAX	広報班
医療・福祉関係機関	災害時における応援協定を結ぶ民間社会福祉施設 袋井学園等 他施設	電話・FAX	要配慮者支援班
市関係機関	区域内の(避難所)公共施設	デジタル地域防災無線 電話	情報班
	市職員	職員メール	統括班

※住民等への連絡において、地域防災無線、電話等を使えない場合は、災害対策本部支部職員等が伝令を行ったり、広報車による呼びかけを行う。

## イ 避難行動要支援者への伝達方法

高潮災害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などを行うことが困難な避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する

情報の伝達方法は、次のとおりとする。



なお、要支援者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を発令する時期は、要支援者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

### (ア) 避難行動要支援者計画（個別計画）の策定

要支援者の避難支援体制の整備を目的に「袋井市避難行動要支援者計画」を策定し、毎年、要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定及び更新を進めていく。

### (イ) 要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災隊長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

### (ウ) 情報手段の確保

要支援者個人ごとに情報伝達手段の確保のため、携帯電話を利用した情報配信（メローねっと）等の個別の連絡手段の普及、整備に努める。また、情報伝達体制の確認、検証を行うため地域における要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

## (7) 避難情報の伝達文(例)

避難情報を発令する場合は、「各情報の発令に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

### ■警戒レベル3「高齢者等避難」の伝達文

こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・現在、袋井市に、高潮警報が発表されています。
- ・台風により、浅羽海岸の波が非常に高くなり、危険な状況です。
- ・〇〇周辺では、高潮により、浸水が始まるおそれがあります。

このため〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。

- ・〇〇地区の高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ・それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- ・特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- ・今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

#### ■警戒レベル4「避難指示」の伝達文

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・台風により、浅羽海岸の波が非常に高くなり、(〇〇川) 堤防を越えています。
- ・〇〇周辺では、高潮により、浸水の恐れがあります。

このため、〇時〇分に、〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。

- ・〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- ・今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。

#### ■警戒レベル5「緊急安全確保」の伝達文

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、袋井市災害対策本部です。

- ・台風により、浅羽海岸(又は〇〇川)の堤防が決壊しました。
- ・〇〇周辺では、高潮による浸水が発生し非常に危険な状況です。 など

このため〇時〇分に〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

- ・避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- ・命の危険が迫っているため、近くの安全な建物に避難するなど、直ちに身の安全を確保してください。